

第1回障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会 委員意見					
No.	目標	施策	委員質問	事務局回答	補足
1	1 一人ひとりの 発達・成長を 支援する	1 切れ目のない発達支援シ ステムの充実	相談したいが専門機関の予約が取れなかったという人が多いと調査結果から出ているが、市の現状としてどうなのか。また、専門的な支援体制を求められている声も多いが市としてどう課題整理していくか。	発達支援室では、手帳所持の有無にかかわらず相談窓口を設置しており、必要に応じて関係機関につないでいます。 また、発達支援システムの中で医療連携の強化を図っており、医療に繋がっていかねばいけない人には行政から積極的に専門機関を紹介しています。	資料1 令和7年度相談件数 ・幼児期 142件（うち新規120件） ことばの教室及び発達支援室職員6名で対応。 ・学齢期・成人期 320件（うち新規85件） 発達支援室職員4名で対応
2			障がいのボーダーにある人への支援を取組に盛り込んでもらいたい。	施策1に反映させていくべきと考えています。手帳の有無にかかわらず相談支援の充実を進めています。 発達支援システムでは、自分らしく生きるためにチャレンジしたい人を支える「チャレンジサポート」をかかげて進めています。	
3		3 教育・保育の充実	どのように「ここあいパスポート」の進捗、調査、把握をしているのか。	障がい児サービスなど様々な支援機関と関わっていく中でこのパスポートは非常に有効であると認識しています。 保護者へは、支援機関への引継ぎに非常に役立つものであることを理解いただき、個人管理の重要性を伝えていく必要があります。	アンケート結果：ここあいパスポートを知っている7.8%（者） 〃 69.6%（児） 関心がある 39.1%（者） ここあいパスポート交付数：58 交付要件：ぞうさん教室に通っている方、新1年生で特別支援学級を利用される方に声をかけて申込された方が交付要件にあたります。
4			小学生のころから障がい者と一緒に学んでいく環境があれば、10年後の福祉人材の育成の基礎となるのではないか。	（伊地知委員回答）特別支援学校では、副籍制度を取り入れています。 養護学校に通っている子どもも地域の一員と感じてもらえるように取り組んでいます。 （事務局回答）現計画にもインクルーシブ教育や学童保育などの数値をあげています。	インクルーシブ教育システムの推進：令和7年実績 ※インクルーシブ教育とは：「地域の子どもたちができる限り共に学ぶことができるよう配慮しつつ、どの子も授業内容が分かり、学習活動に参加している実感、達成感を持ちながら、生きる力をつけていくこと」 学童保育所における、障がいのある子どもの通所件数：令和7年度実績：87件
5	2 「輝きたい」 「働きたい」 意欲に応える	6 就労につなげ、働きつづ けられるしくみづくり	就労選択支援事業所が市内に1箇所しかないが、事業所の選択ができるようにするプランはあるか。	現在、就労選択支援を扱っている事業所は圏域で1箇所ですが、支援が受けられないという現状ではありません。 今後、圏域全体でどのようにサービス事業所を確保していくが検討が必要であると認識しています。	就労選択支援事業所数 大津福祉圏域：0 南部圏域：2 甲賀圏域：1 東近江圏域：0 湖東圏域：4 湖北圏域：1 高島圏域：0
6	3 毎日の生活を 支える	8 自立支援給付等による日 常生活の支援	強度行動障がいがある方の生活介護の受入れ・支援を今後どうしていくか。	市が施設を建設するということではなく、地域全体で受入れ体制の課題を考えていく必要があります。 また幼少期から重度化しないような取組、支援を進めていく必要があると考えています。	※強度行動障がいとは：自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている「状態」とされています。
	4 支えあい、共 生する地域を つくる	12 人権文化の醸成と 権利の擁護	成年後見制度の認知について、どのように現状分析・進捗管理をして課題や計画につなげるのか。	個別の相談事案は、権利擁護支援センターで相談窓口を開設しています。申し立ての認知度が低いため、どのように計画に反映していくかは今後の課題であると認識しています。まずは具体的な相談の中で制度や相談先の紹介していきます。	権利擁護支援センターばんじー令和7年度実績 相談総件数168件 令和7年度市長申し立て件数：1 令和7年度成年後見制度利用支援事業報酬助成件数：2
7		15 移動の確保	バスの減便などの声が聞こえるが、交通の支援について市で実施していること・検討していることはあるか。	障がい者の福祉就労に関わるサービスは自走または事業所の送迎を基本としています。自力で通所することも生活訓練の一部としており、精神障がい者に対して公共交通機関での交通費を一部助成しています。 バスの増便は運転手確保を含めて市全体で検討を進めているところで	
9		16 災害への備えおよび 感染症対策の充実	バリアフリー化された避難所はいくつあるのか	実際の数値は確認の上、報告します。	市内避難所数：50 ※H26年分のとりまとめ うちバリアフリー化された避難所数：別資料にてまとめてます。
10	その他		滋賀県の障がい者プランと整合はとれているか。	国が示す「基本指針」に即して、県計画との整合性を図ります。	次期滋賀県障害者プラン 基本理念：「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現」 令和9年から令和14年までの6年間。
11			どのように県の数値を市の計画に反映していくのか。	各サービスの実績を県が各市町から吸い上げ県全体の見込みを提示します。	社会保障審議会障害者部会第149回（R7.9.25）資料参照